

資料 2

住民基本台帳法の 改正について

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

(平成21年7月15日公布)

<改正概要>

- ① 外国人住民の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。 (施行期日：入管法等改正法の施行日(公布後3年以内の政令で定める日))
 - 外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
 - 外国人住民に係る手続のワンストップ化を図る。
- ② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。 (施行期日：公布後3年以内の政令で定める日)
 - 住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する。
 - 転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能となる。

※ ①に関して、現行の外国人登録制度を廃止し、法務大臣が適法に在留する外国人に対して空港等で在留カード等を発行する「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」も、平成21年7月15日に公布された。

【外国人住民関係の改正内容】

住民票を作成する対象者

・ 中長期在留者（在留カード交付対象者）、特別永住者 等

住民票の記載事項

・ 氏名、生年月日、性別、住所等のほか、外国人特有の事項である「国籍等」、在留カードに記載されている「在留資格」「在留期間」等を記載

法務大臣からの通知

・ 在留資格の変更、在留期間の更新により、外国人住民に係る住民票の記載事項の修正等が必要な場合に、法務大臣から市町村長へ通知

その他

・ 外国人と日本人で構成する一の世帯（複数国籍世帯）の正確な把握が可能
・ 閲覧制度、住民票の写し等の交付制度、市町村長の調査権や職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カードに係る規定について、日本人と同様に外国人住民にも適用

外国人住民に係る住民基本台帳制度の位置付け（イメージ）

現行制度

【入管法】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可
(在留資格、在留期間)
- ・不法滞在者の取締り

【入管特例法】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位
(永住資格等)の安定化
- ・特別永住許可(経由事務)(※)

(※)法定受託事務

【外登法】(市町村の法定受託事務)

- ・登録の申請(新規・変更)
- ・外国人登録証明書の交付
- ・外国人登録原票の作成・管理

新制度

【新入管制度】(国の事務)

- ・外国人の在留の許可(在留資格、在留期間)
- ・在留情報の届出(新規・変更)
- ・在留カードの交付
- ・不法滞在者の取締り
- ・住居地の届出(経由事務)
- ・住居地情報の在留カードへの反映 } (※)

【新入管特例制度】(国の事務)

- ・特別永住者の法的地位(永住資格等)の安定化
- ・特別永住許可(経由事務)
- ・特別永住者証明書の交付(経由事務) } (※)
- ・住居地の届出(経由事務)

【外登法は新入管制度に集約】

各種行政サービスに活用するための外国人の情報を市町村が把握できなくなる

在留管理

在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握

住民行政

基礎的行政サービスを提供する基盤の確立

事実上、市町村の各種行政サービスに活用

(市町村の自治事務)

外登法により登録されている情報を市町村が各種行政サービスに活用

【住民基本台帳制度(外国人住民)】 (市町村の自治事務)

- ・外国人住民に係る住民票の編成、記録の適正な管理
- ・外国人住民に係る住民票への記載のための届出
- ・各種行政サービスへの活用(手続のワンストップ化)

住民基本台帳制度の対象となる外国人の範囲について

* 観光目的など短期滞在者等を除く、適法に3ヵ月を超えて在留する外国人であって、住所を有する者

対象者

- 中長期在留者(在留カード交付対象者) <入管法(改正後)第19条の3>
 - ・ 本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、次に掲げる者以外の者
 - ① 三月以下の在留期間が決定された者
 - ② 短期滞在の在留資格が決定された者
 - ③ 外交又は公用の在留資格が決定された者
 - ④ 前三号に準ずる者として法務省令で定めるもの
- 特別永住者 <入管特例法第3条～第5条>
- 一時庇護許可者又は仮滞在許可者 <入管法第18条の2・第61条の2の4>
 - ・ 一時庇護許可者 … 難民の可能性のある者であって、一時的に上陸を許可された者
 - ・ 仮滞在許可者 … 難民認定申請をした不法滞在者について、難民認定手続を進める上で、仮の滞在を許可された者
- ^{しゅっしょう}出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者 <入管法第22条の2>
 - ・ 出生又は日本国籍の喪失により本邦に在留することとなった外国人について、60日を限り、在留資格を有することなく適法に在留することができる。
 - ※ 児童手当の支給など、出生のときから行政サービスの対象となりえる。また、国民健康保険など、日本国籍を有していたときから継続的に行政サービスの対象となりえる。

住民票イメージ（日本人の場合）

(注)住民票の様式は法定
されておらず、あくまで
イメージである。

住 民 票

氏 名	総務 一郎	生年月日	昭和18年 2月 1日	性別	男 女	住民票コード	135.....246
住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション101号					住民となった 年月日	平成21年 4月 1日
前 住 所	平成21年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入					平成21年 4月 3日 届出	
世帯主の 氏 名	総務 一郎	世帯主との 続 柄	本人				
本 籍	東京都港区六本木1丁目2番地3号					筆頭者	総務 太郎
備 考							

塗りつぶし（黄色）
→外国人住民には適用
されない記載事項

選挙人名簿

登録	○
----	---

国民健康保険

資格取得	資格喪失	
平成21年 4月 1日	年 月 日	
年 月 日	年 月 日	
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日
退・被扶	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日

後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

介護保険

資格取得	資格喪失
平成21年 4月 1日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

国民年金

記号	番号		
資格得喪・種別変更			
年 月 日	得・種変・喪	1・任	
年 月 日	得・種変・喪	1・任	

児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

外国人住民に係る住民票イメージ

(注)住民票の様式は法定
されておらず、あくまで
イメージである。

住 民 票

① 氏 名	KIM EUNHEE	② 生年月日	1960年 7月 8日	③ 性別	男 女	住民票コード	123.....456
④ 住 所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 ○○マンション202号					⑤ 外国人住民 となった年月日	2009年 4月 1日
⑥ 前住所	2009年4月1日 □□県□□市□□3丁目2番地1 から転入						2009年 4月 3日 届出
世帯主の 氏 名	金田 太郎	世帯主との 続 柄	妻	国 籍 等	韓国	塗りつぶし(黄色) →外国人住民特有の 記載事項	
第30条の45 に規定する 区分	<input type="checkbox"/> 中長期在留者 <input type="checkbox"/> 特別永住者 <input type="checkbox"/> 一時庇護許可者・仮滞在許可者 <input type="checkbox"/> 経過滞在者(出生・国籍喪失)		在留資格	日本人の配偶者等		在留カード等 の番号
			在留期間等	3年	在留期間等の 満了の日	2012年 3月29日	
備 考	○閲覧制度：日本人と同様に、①～④の4情報のみ開示 ○交付制度：日本人と同様に、原則として①～⑥の6情報(基礎証明事項)を開示 ※ 本人からの特別の請求がある場合等は、基礎証明事項以外の事項(世帯情報や国籍等)についても記載して交付することが可能。						

国民健康保険

資格取得	資格喪失	
2009年 4月 1日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日
退職被保険者又は被扶養者の別	該当年月日	非該当年月日
退・被扶	年 月 日	年 月 日
退・被扶	年 月 日	年 月 日

後期高齢者医療

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

介護保険

資格取得	資格喪失
年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日

国民年金

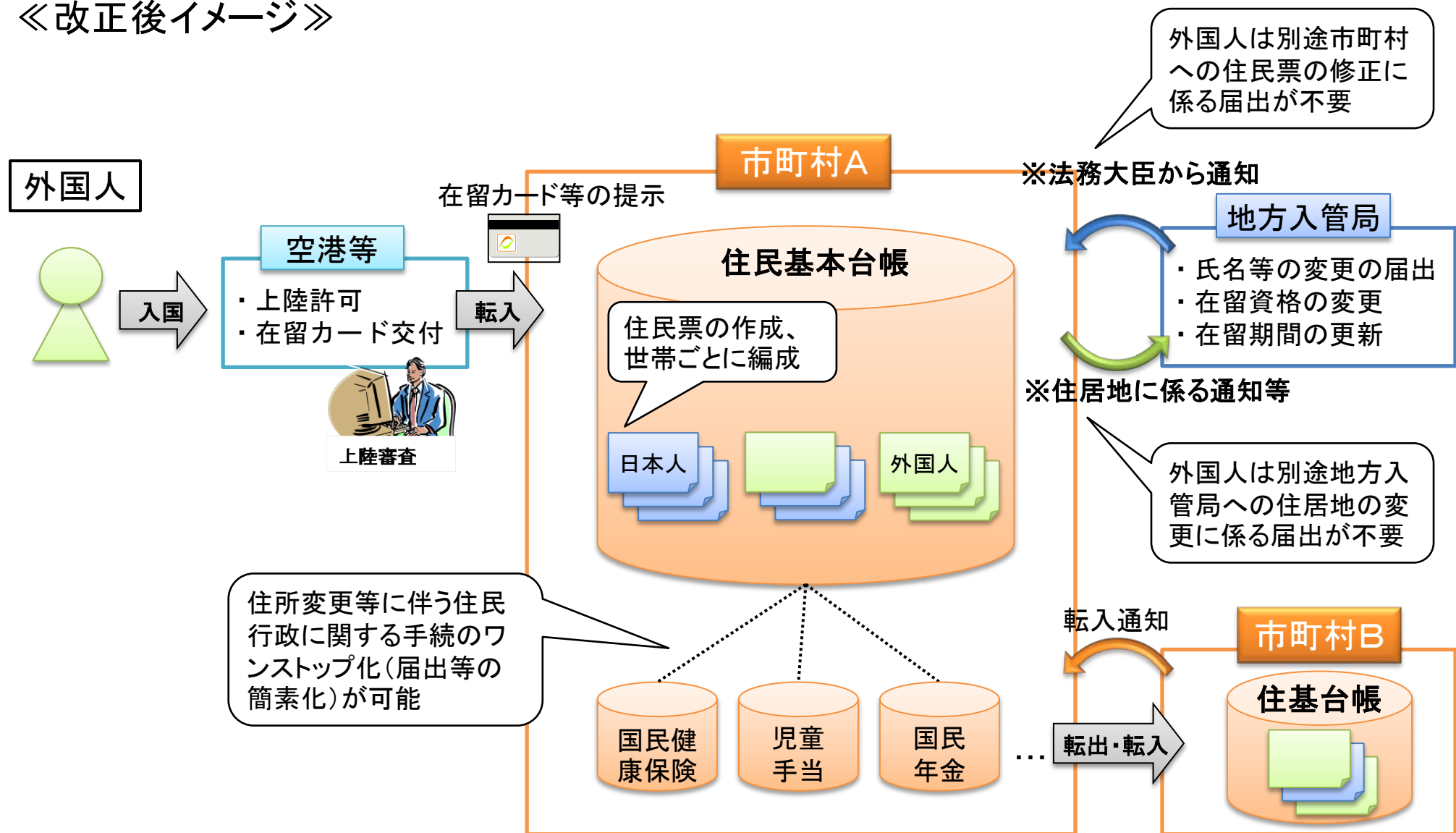
記号 2468	番号 113355
資格得喪・種別変更	
2009年 4月 1日	(得)・種変・喪 (1)・任
年 月 日	得・種変・喪 1・任

児童手当

支給開始	支給終了
年 月	年 月
年 月	年 月

外国人住民の動きと市町村及び法務省（入管局）との情報の流れ

《改正後イメージ》

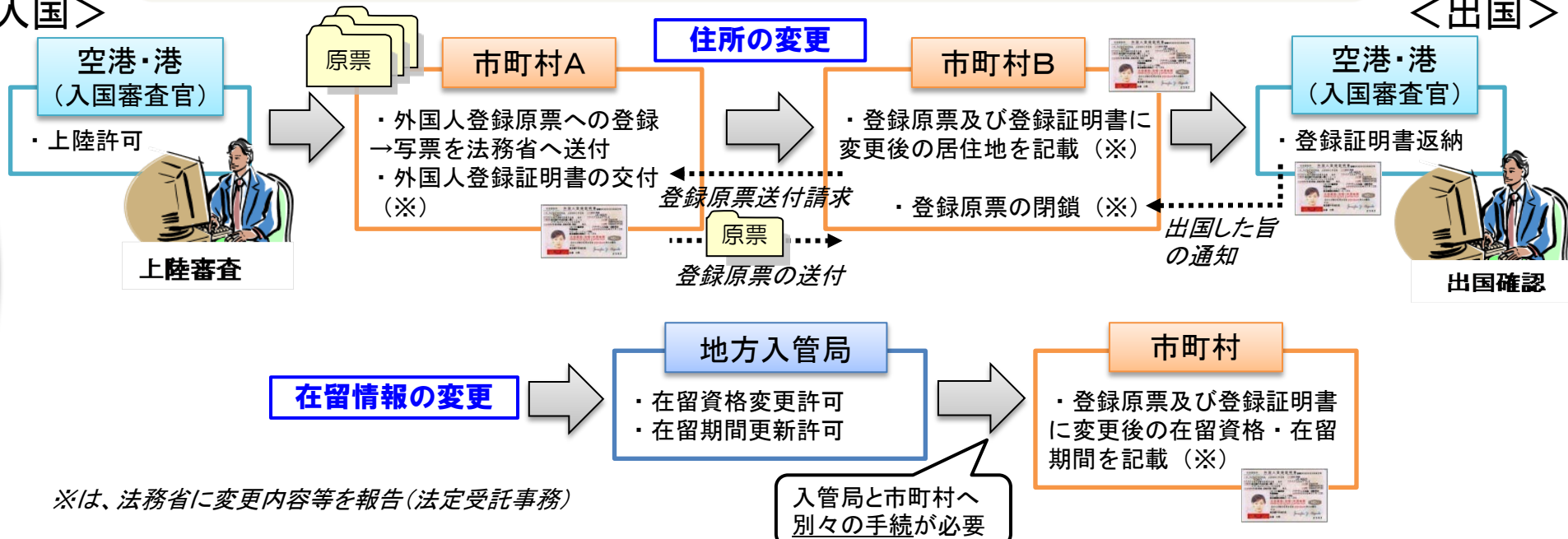


在留外国人の入国から出国までの流れ

<入国>

<出国>

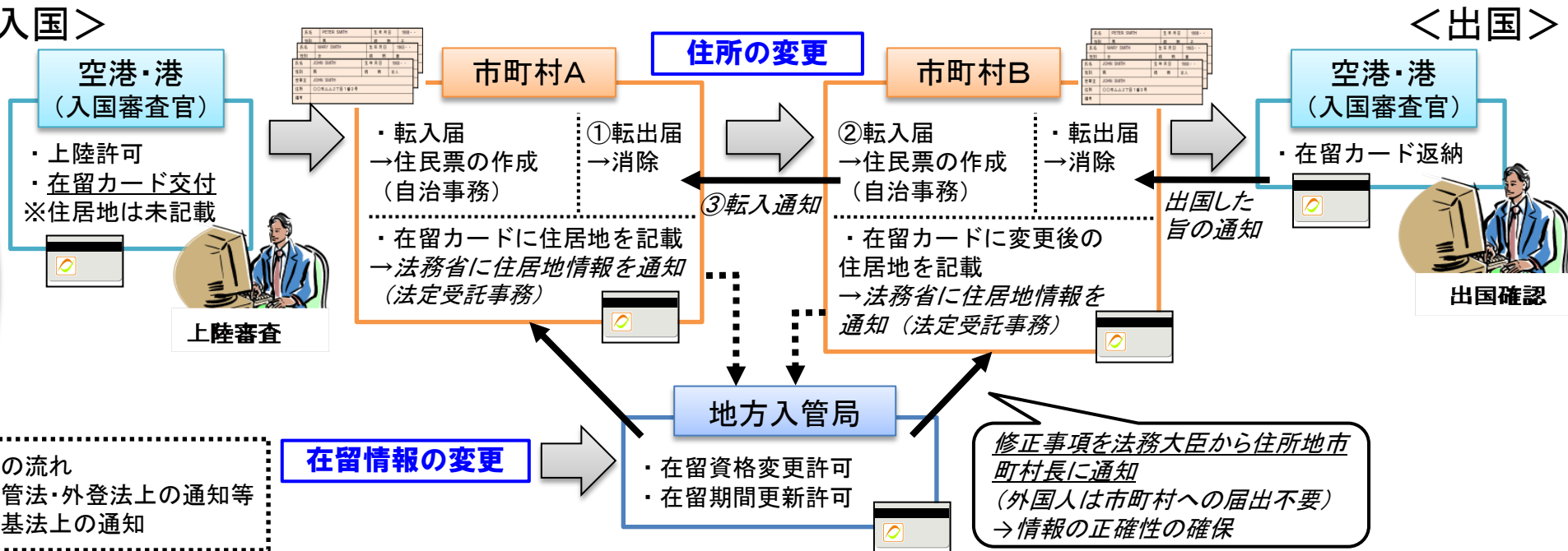
現行制度



<入国>

<出国>

新制度



外国人住民に係る住民票への移行措置

基準日

施行日

